◇**農地中間管理事業の推進に関する法律施行令**（政令第四六号）（農林水産省）

1　農地中間管理事業の推進に関する基本方針

農地中間管理事業の推進に関する基本方針は、おおむね五年ごとに、その後の一〇年間につき定めることとした。（第一条関係）

2　賃借権の設定等に関する要件が緩和される場合

農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「法」という。）第一八条第四項第三号ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合とすることとした。（第二条関係）

㈠　地方公共団体が、対象土地を公用又は公共用（農業上の利用を目的とする用途に限る。）に供するため賃借権の設定等を受ける場合

㈡　農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人が、対象土地を当該法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供するため賃借権の設定等を受ける場合

㈢　乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人で農林水産省令で定めるものが、対象土地を当該法人が行う当該事業の運営に必要な施設の用に供するため賃借権の設定等を受ける場合

㈣　その他農林水産省令で定める場合

3　耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者から除かれる者

法第一八条第四項第四号の政令で定める者は、2の㈠から㈢までの場合及び㈣の農林水産省令で定める場合において賃借権の設定等を受ける者とすることとした。（第三条関係）

4　附則等

㈠　その他所要の規定の整備を行うこととした。

㈡　この政令は、法の施行の日（平成二六年三月一日）から施行することとした。

◇**農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令**（政令第四七号）（農林水産省）

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二五年法律第一〇二号）の施行期日は平成二六年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年三月一日とすることとした。

◇**金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第四八号）（金融庁）

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第八六号）の施行期日を平成二六年三月一一日とすることとした。

◇**金融商品取引法施行令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第四九号）（金融庁）

一　金融商品取引法施行令の一部改正関係

1　金融商品の定義の追加

法第二条第二四項第三号の二に規定する政令で定めるものは、商品先物取引法（昭和二五年法律第二三九号）第二条第一項に規定する商品（法令の規定に基づく当該商品の価格の安定に関する措置であって、当該商品の需給の均衡を図るために必要な施策が講ぜられているものを除く。）のうち、当該商品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行っている者の取引の状況その他の当該商品に係る経済活動の状況に照らし十分な取引量が見込まれることその他の当該商品の価格形成及び需給に関する事情を勘案し、取引所金融商品市場において当該商品に係る市場デリバティブ取引が行われることにより当該商品の公正な価格形成を図ることができ、かつ、投資者が当該商品の価格の変動に伴い生ずるおそれのある損失を減少させることができることとなることその他の効果があることによって取引所金融商品市場において当該商品に係る市場デリバティブ取引が行われることが国民経済の健全な発展に資すると認められるものとして金融庁長官が商品市場所管大臣（法第一九四条の六の二に規定する商品市場所管大臣をいう。）と協議して指定するものとすることとした。（第一条の一七の二関係）

2　投資者保護基金の保護対象となる顧客資産の追加

投資者保護基金の保護対象となる顧客資産に商品関連市場デリバティブ取引を追加することとした。（第一八条の七関係）

3　金融商品取引清算機関の最低資本金の額の見直し

金融商品取引清算機関の最低資本金の額について、商品関連市場デリバティブ取引のみについて金融商品債務引受業を行おうとする金融商品清算機関の最低資本金を五億円とすることとした。（第一九条の四の二関係）

4　課徴金制度の見直し

課徴金に関する規定に関し、商品関連市場デリバティブ取引が加わったことに伴う所要の改正を行うこととした。（第三三条の七～第三三条の一四の八関係）

5　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　投資信託及び投資法人に関する法律施行令の改正関係

投資信託及び投資法人に関する法律施行令について、所要の規定の整備を行うこととした。（第三条関係）

三　その他

1　経過措置等

経過措置等に関する規定を設けることとした。（附則第二条及び第三条関係）

2　施行期日

この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二六年三月一一日）から施行することとした。